

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6316-8858

神戸オフィス tel 078-371-5120

多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における
管理監督者の範囲の適正化について

～平成20年9月9日 厚生労働省発表～

小売業や飲食業など、いわゆるチェーン店の形態により事業活動を行っている企業では、小規模店舗の店長が十分な権限や相応の待遇等が与えられていないにもかかわらず、労働基準法第41条第2号に規定する「管理監督者」として扱われている実態が見受けられるとして、厚生労働省はこのたび都道府県労働局長宛に上記通達を出しました。

今後法令や関係通達と併せて、今回の通達で示した判断要素の周知を図ると共に、適切な監督指導を実施し「管理監督者」の範囲の一層の適正化を図っていくとしています。

多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の具体的な判断要素について

	管理監督者性を否定する重要な要素	管理監督者性を否定する補強要素
職務内容、責任と権限	①アルバイト・パート等の採用について責任と権限がない ②アルバイト・パート等の解雇について職務内容に含まれず、実質的にも関与せず ③部下の人事考課について職務内容に含まれず、実質的にも関与せず ④勤務割表の作成、所定時間外労働の命令について責任と権限がない	
勤務態様	①遅刻、早退等により減給の制裁、人事考課での負の評価など不利益な取扱いがされる	①長時間労働を余儀なくされるなど、実際には労働時間に関する裁量がほとんどない ②労働時間の規制を受ける部下と同様の勤務態様が労働時間の大半を占める
賃金等の待遇	①時間単価換算した場合にアルバイト・パート等の賃金額に満たない ②時間単価換算した場合に最低賃金額に満たない	①役職手当等の優遇措置が割増賃金が支払われないことを考慮すると十分でなく労働者の保護に欠ける ②年間の賃金総額が一般労働者と比べ同程度以下である

出所 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/09/dl/h0909-2b.pdf>

○上記の要素は、多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗の実態を踏まえ、店長等の管理監督者性の判断に当たっての特徴的な要素を具体的に整理したものです。
通達では、これらの否定要素だけでなく他の要素を含め総合的に判断することとされています。